

一般財団法人青森県市町村職員福祉互助会

互助会報

平成29年

4

月号

発行

一般財団法人 青森県市町村職員福祉互助会
〒030-0802 青森県青森市本町5丁目1番5号
TEL：017-723-6527
FAX：017-723-5619



平成29年度事業計画及び収支予算の概要	2
収支予算の状況	3
会員の皆様へのお知らせ	4
ご存知ですか？ 医療費請求の手続き	5
事務局から	6
平成29年度福祉互助会会員研修旅行について	6～7

会員の動き

現職会員数	7,154名
退職会員数	7,666名
(配偶者会員等を含む)	
計	14,820名
(平成29年3月31日現在)	

◎ 平成29年度 ◎

事業計画及び収支予算の概要

総括事項・事業の種類等

1 市町村等の数

市	町	村	一部事務組合等	計
10	22	8	32	72

2 会員の数

区 分	現 職 会 員		退 職 会 員 (人)	合 計 (人)
	会 員 数 (人)	加 入 率 (%)		
平成27年度末実績	7,381	69.8	7,823	15,204
平成28年度末推計	7,141	65.9	7,736	14,877
平成29年度末推計	7,124	65.9	7,559	14,683

3 役員の数

評 議 員	理 事	監 事	計
10	9	3	22

4 掛金の給料に対する割合 (財源率)

$$\frac{5}{1,000}$$



5 事業の種類

(単位：千円)

項 目	事業計画額	概 要	
公益事業	助 成 金	1,000	地方自治の振興及び住民福祉の向上を図るための事業として、各自治体が実施している美化運動に対し、助成金を交付。
	計	1,000	
給付事業	医療給付費	284,898	60歳以上の退職会員とその配偶者及び配偶者会員等に対し、健康保険等適用の自己負担額から、1件当り3,000円を控除した額を給付する。
	退会給付費	32,191	現職会員及び退職会員等が退職（任意退会含む）又は死亡した場合、納入掛金を退会規定により給付。
	表彰費	10,000	1年間医療給付を受けなかった退職会員等に、記念品を贈呈。
	計	327,089	
福利事業	研修旅行助成費	5,840	退職会員及び配偶者会員に対し、福祉互助会が企画した国内・海外研修旅行に参加した場合、助成金を支給。
	互助会報発行費	3,996	年3回程度、全会員に互助会報を配付。
	計	9,836	

収支予算の状況

平成29年度収支予算の予定は次表のとおり、経常収益合計が289,637千円、経常費用合計が410,111千円となり、当期経常増減額は120,474千円の当期不足金となる予定です。

なお、この当期不足金については、正味財産を取り崩して補填することとし、平成29年度における総資産は2,120,465千円で正味財産は700,436千円となる予定です。

平成29年度収支予算（予定）

(単位：千円)

	科 目			科 目	
		金 額			金 額
経常収益	基本財産運用益	1	経常費用	公益事業費	1,000
	基本財産受取利息	1		助 成 金	1,000
	受取掛金	158,483		給付事業費	327,089
	受 取 掛 金	158,483		医療給付費	284,898
	雑収益	131,153		退会給付費	32,191
	受 取 利 息	50		表 彰 費	10,000
	投資有価証券運用益	131,053		福利事業費	9,836
	雑 収 益	50		研修旅行助成費	5,840
				互助会報発行費	3,996
		そ の 他	72,186		
	合 計	289,637	合 計	410,111	
平成29年度当期経常増減額				△ 120,474	
平成29年度末正味財産残高				700,436	

会員の皆様へのお知らせ

○医療給付の見直しについて

平素より福祉互助会の運営につきましては、格別なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

福祉互助会においては様々な事業がありますが、其のひとつであります給付事業のなかの、医療給付費についての現況をお知らせいたします。

福祉互助会発足当時、健康保険での医療費の自己負担は1割でしたが、それから相次ぐ医療保険法の改正が行われ、現在は3割負担になっております。単純に計算して3倍の医療費になっています。

それに伴って、会員の自己負担に対する医療給付も年々増加し、ここ数年は単年度収支において、掛金収入と医療給付費の支払いについて不足金が生ずることとなっております。

この不足金については、投資有価証券等の運用で補填しておりましたが、今日のマイナス金利政策の現状では、この運用も難しくなっています。また、これからはリスクがある有価証券の運用は出来ないものと考えております。

福祉互助会においては、このような状況をふまえ、協議会等を開催し、収支の均衡を図るべき議論を重ねてきているところであります。

その結果、収入においては、各市町村における職員の減、並びに給料額の据置き及び減額により、これ以上の掛金収入は見込めないこと。また、支出においては、団塊世代が多い退職会員への医療給付費が増加すると考えられることから、現行の医療給付費控除額 3,000円を、平成30年4月給付分から段階的に引き上げ 5,000円とすることを目下、検討しているところであります。

今後、平成30年度に向けて具体的に進めることとなりますが、会員の皆様には、たびたび改正される医療保険法の中で行う、医療費の自己負担に対する医療給付事業につきましては、会員同士が互いに助け、支え合うことを目的としていますことを是非ご理解賜りますようお願い申し上げます。

* 他県の状況（青森県と同じく退職会員を対象の事業をしている互助会）

札幌市職員互助会	控除額	15,000円
福島県市町村互助会	控除額	6,000円

ご存知ですか？

◆ 医療費請求の手続き ◆

● 請求方法

本人からの請求により支給

医療費請求書で請求

請求書に医療機関の領収書（写し可）を添付

● 対象者支給基準

60歳以上70歳の誕生日（1日生まれの人は前月末日の属する月）までの退職会員（配偶者会員等含む）及びその配偶者

1ヶ月単位で、ひとつの医療機関に自己負担額3,000円以上支払った時3,000円を控除した後の額を支給（100円未満切捨て）

● 支給例（自己負担額）

17,850円

（控除額）

3,000円

（支給額）

14,800円（100円未満切捨て）

※ 医療給付限度額の設定（1年間の給付限度額が10万円）

一会計年度（4月給付分～翌年3月給付分までの1年間）の医療給付金額を退職会員（継続・配偶者会員含む）及びその配偶者それぞれ10万円が限度となります。ただし、10万円を超えた分の医療費については、翌年度あらためて請求できます。

◎ 請求の際の注意点等

① 暦月ごとに計算

月の1日から末日までの受診について1ヶ月として計算します。

② 病院・診療所

甲の病院と乙の病院で同一月に受診したときは、双方の合算ではなく、それぞれ1件とします。

③ 総合病院

総合病院において、2科以上の診療科で受診したときは、1件として取り扱います。ただし、歯科は別請求になります。

④ 入院と通院

一つの病院や診療所においても入院と通院は、それぞれ1件として取り扱います。

⑤ 外来と調剤

医療機関での外来診療に伴う調剤分は、合算して請求してください。

⑥ 療養費

コルセット代等療養費払いの対象となるものは、給付の対象となります。

⑦ 入院時食事療養費

入院時食事療養費標準負担額は、給付の対象となりません。

⑧ 差額ベット費用

差額ベット費用は、給付の対象となりません。

⑨ 請求できる医療費

健康保険法に定められた保険診療に限られます。自由診療（保険適用外）は、給付の対象になりませんので、医療機関から領収書をもらう際に保険適用分の領収書を記入してもらって下さい。特に、調剤、歯科、整骨院などの場合は注意が必要です。

医師の証明書の無い、マッサージ・鍼灸などは自由診療となり、給付の対象となりませんので、ご注意ください。

⑩ 請求書に添付する領収書

医療機関から発行された領収書を他に使用する方は、コピーで請求して下さい。

⑪ 請求された医療費

事務局に届出されている会員の銀行口座に振込みされます。

事務局から

【退職会員等の皆様へお願い】

◎銀行口座・住所の変更について

必ず互助会事務局にご連絡下さい。手続きがなされないと、給付金が銀行口座に入金されなかったり、互助会からの通知などが返送され、連絡がとれない場合がありますので、ご注意願います。

◎継続会員の手続きについて

退職会員が死亡された場合、配偶者の方が引き続き医療給付を受けるためには、継続会員の手続きが必要となりますので、必ず福祉互助会事務局に直接お申し出下さい。

◎医療費の請求手続きについて

診療を受けた月の初日から末日までをまとめて下さい。(院外処方薬の薬局分は合算してください) 同じ月に異なる医療機関で診療を受けた場合は、医療機関ごとの請求と、入院・外来も別々の請求となりますが、総合病院で2科以上の受診については1件として請求してください。ただし、歯科は別請求になります。ご注意願います。また、医療費を請求の際に添付する領収書を他にご利用の方は、コピーで請求して下さい。

なお、当月分の請求を当月中に請求なさる方が見受けられますので、必ず翌月以降に請求して下さい。また、医療費請求の時効は2年です。

◎その他（注意点）

変更等の手続きについて、青森県市町村職員共済組合への届出をすることにより、当互助会への手続きも完了されているものと思われるケースが見受けられます。

共済組合への届出をしても、福祉互助会の手続きはおこなわれませんので、変更等がある場合は、必ず福祉互助会事務局へ直接ご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。



平成29年度



福祉互助会 会員研修旅行について

例年、会員の皆様より好評をいただいております研修旅行を、今年度も引き続き実施することといたしました。各コースとも内容を充実させた旅行となっておりますので、多数の方々のご参加をお待ちしております。

旅行コース内容等につきましては同封のパンフレットをご参照ください。



募集要項

1 参加資格

退職会員（その配偶者含む）及び配偶者会員並びに継続会員とする。

なお、年齢については、70歳を限度とするが、次のような場合は特例として参加できるものとする。

- 会員本人が70歳未満で、その配偶者が70歳以上でも、同伴の場合は参加できるものとする。
- 会員本人が70歳を超えていても、その配偶者が70歳未満で、同伴の場合は参加できるものとする。

2 参加受付

参加受付は、同封のパンフレットによる「申込書」の郵送受付とし、電話による受付はしないものとする。

また、各コースとも締め切り前に定員に達した場合は、その時点で締め切りとなり、それ以降はキャンセル待ちとする。

※ 申込書の受付、旅行代金の振り込み、その他の対応全般について
旅行会社直接となっておりますのでお間違えのないようご注意ください。

3 助成金について

平成25年度から、一般財団法人移行に伴い助成の範囲を掛金納入者である退職会員（その配偶者は含まない）と配偶者会員のみとなっております。

また、助成する金額は、毎事業年度の予算の範囲内で決定することとし、今年度の助成金額は、退職会員（その配偶者は含まない）及び配偶者会員に6万円を助成することといたしました。

なお、助成の制限・対象としては、国内及び海外に関わらず一度助成金の支給を受けた者は以後5年間は助成出来ないこととし、退職会員（その配偶者は含まない）及び配偶者会員とも70歳までが助成金の対象となります。

助成の方法は、旅行代金に充当させるものいたします。

4 その他

- (1) 海外コースは最小20名、国内コースは最小25名で実施することとし、最大40名とする。
- (2) 各コースの詳細と申込締切日等については、同封のパンフレットをご確認ください。
- (3) 申込後のキャンセルについては、キャンセル料が必要となる場合がありますのでご注意ください。
- (4) 今後航空機の燃料費が値上りとなった場合には、前記の旅行費用に差額が生ずる可能性があります。出発日までに変更が生じた場合には別途請求させていただきますので予めご了承ください。
- (5) 参加資格、助成金等に関し、不明な点については、福祉互助会事務局までお問い合わせください。

○福祉互助会：事務局

TEL 017-723-6527

FAX 017-723-5619

- (6) 旅行関係全般については、直接旅行会社にお問い合わせくださるようお願いいたします。

○旅行会社：

ジャパン・アート・トラベル青森

TEL 017-773-3343

東奥日報旅行センター

TEL 017-773-7777

APPLE PALACE AOMORI

アップルパレス青森

アップルパレス青森は青森市繁華街の
およそ中心に位置し市内の観光スポットへの
アクセスも便利な都市型ホテルです。
青森にお越しの際はアップルパレス青森を
ぜひご利用ください。



ゆったりくつろげる
ツインルーム



人工温泉二股の湯
宿泊者専用大浴場



料理人の腕がさえる
こだわりの夕食

🌸 ご宿泊料金 🌸

- シングルルーム (素泊まり) 6,500円 (朝食付き) 7,500円
- ツインルーム (素泊まり) 5,500円 (朝食付き) 6,500円
- 和室(2名様ご宿泊) (素泊まり) 7,000円 (朝食付き) 8,000円
- 和室(3~5名様ご宿泊) (素泊まり) 5,000円 (朝食付き) 6,000円
- 互助会員限定会席付きプラン・フルコース付きプラン
(ツインルームご利用時) 10,040円

消費税・サービス料込・おひとり当りの料金です。
お車の駐車代は一泊一台につき500円を頂戴いたします。



笑顔と温もりと優しさと

アップルパレス青森

青森市本町5丁目1-5 <https://apple-palace.com/>

ご予約・お問い合わせ先

TEL 017-723-5610
(宿泊課直通)

最寄りの交通機関のご案内
(お車をご利用の場合)

- JR青森駅 約5分
- JR新青森駅 約20分
- 青森空港 約40分
- 青森中央IC 約15分